

第60回 定時株主総会

招集ご通知

日時 2022年3月30日(水曜日) 午前10時

場所 東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
ホテル雅叙園東京 2階 華うたげの間
(後記「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 取締役(社外取締役を除く)
の譲渡制限付株式報酬
制度における譲渡制限
期間の改定の件

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場を極力お控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。

なお、お飲み物の提供、お土産の配布は取りやめさせていただいております。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

目次

第60回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類 (添付書類)	6
事業報告	17
連結計算書類	34
計算書類	38
監査報告書	42

(証券コード 8029)
2022年3月8日

株 主 各 位

東京都港区赤坂8丁目5番30号
株式会社 **ルックホールディングス**
取締役社長 多 田 和 洋

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により議決権を行使することができませんので、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場を極力お控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2022年3月29日(火曜日)午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

- ◎会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液をご用意いたします。感染防止のため、ご来場の株主様はマスクの着用をお願い申し上げます。また、会場入口において、検温を実施させていただき、そこで発熱が認められた方、体調不良と見受けられる方には、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎株主様の控室およびお飲み物の提供、お土産の配布は取りやめさせていただきます。
- ◎株主総会の議長、役員ならびに運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ◎新型コロナウイルス感染症の影響により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は当社ウェブサイト (<https://www.look-holdings.jp/irinfo/>) にてお知らせいたします。

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
ホテル雅叙園東京 2階 華うたげの間

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第60期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第60期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役5名選任の件

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の改定の件

4. 議決権の行使に関する事項

（議決権を複数回行使された場合のお取扱い）

- (1) 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) インターネット等による議決権の行使が複数回行われた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.look-holdings.jp/irinfo/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。なお、上記当社ウェブサイトに掲載する添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、事業報告、連結計算書類および計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.look-holdings.jp/irinfo/>) に掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



インターネット等による議決権行使

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご確認のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2022年3月29日（火曜日）午後5時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2022年3月29日（火曜日）午後5時到着分まで

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年3月30日（水曜日）午前10時

① ご注意事項

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。



インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォン・タブレット端末による方法（スマート行使）

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

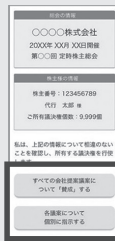
2022年3月29日（火曜日）午後5時まで

1. QRコードからスマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

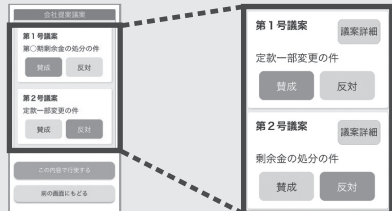
2. 議決権行使方法を選ぶ



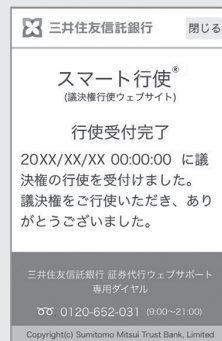
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

- すべての会社提案議案について「賛成」する
- 各議案について個別に指示する

3. 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



4. 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



! 上記方法での議決権行使は1回に限ります。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化、積極的な事業展開に備える内部留保の充実を図りつつ、収益状況を勘案しながら利益配分を行うことを配当政策の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金40円
総額308,312,200円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="158 279 745 337"><u>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="207 341 745 530">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="399 565 539 594">(新 設)</p> <p data-bbox="399 858 539 887">(新 設)</p>	<p data-bbox="1003 279 1144 308">(削 除)</p> <p data-bbox="765 565 1047 594">第15条 (電子提供措置等)</p> <ol data-bbox="765 598 1350 817" style="list-style-type: none">1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> <p data-bbox="765 854 816 883">附則</p> <ol data-bbox="765 887 1350 1202" style="list-style-type: none">1. <u>現行定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第15条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u>3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位 および担当		取締役会出席状況
1	た だ かず ひろ 多 田 和 洋	代表取締役社長	再任	100% (13回/13回)
2	し ぶ や はる お 澁 谷 治 男	常務取締役	再任	100% (13回/13回)
3	さい とう まさ あき 斉 藤 正 明	取締役上席執行役員 経理担当兼経理部長	再任	100% (13回/13回)
4	いの う え かず のり 井 上 和 則	取締役	再任 社外 独立	100% (13回/13回)
5	あき ば あや こ 秋 葉 絢 子		新任 社外 独立	

(ご参考) 取締役候補者に期待する知識・見識

候補者番号	取締役候補者名	独立性	会社経営 企業戦略	国際性 海外ビジネス	ブランドビ ジネス・マーケ ティング	財務・会計	ガバナンス リスクマネジ メント	サステイナ ビリティ・ダイ バーシティ
1	た だ かず ひろ 多 田 和 洋		○	○	○		○	○
2	し ぶ や はる お 澁 谷 治 男		○	○	○		○	
3	さい とう まさ あき 斉 藤 正 明		○	○		○	○	
4	いの う え かず のり 井 上 和 則	○	○		○		○	
5	あき ば あや こ 秋 葉 絢 子	○						○

※上記の内容は、取締役の有する全ての知識・見識を表すものではありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> た だ か ず ひ ろ 多 田 和 洋 (1965年1月2日生)	1988年3月 当社入社 2013年3月 当社取締役執行役員ブティック事業部長 2013年3月 株式会社アイディールック理事 (現任) 2015年3月 当社代表取締役社長 (現任) 2017年2月 株式会社ルック分割準備会社(現 株式会社ルック)代表取締役社長 2019年3月 ルック(H.K.)Ltd.董事 (現任) 2019年7月 Bisonte Italia Holding S.r.l.代表取締役 (現任) 2019年7月 Il Bisonte S.p.A.取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アイディールック理事 ルック(H.K.)Ltd.董事 Bisonte Italia Holding S.r.l.代表取締役 Il Bisonte S.p.A.取締役	58,253株
<p>【取締役候補者とした理由】 多田和洋氏は、2015年より当社代表取締役社長として、既存事業の収益向上や新規事業開発など当社グループが成長していくための取り組みを推進し、企業価値向上に貢献してまいりました。当社グループの重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、今後も当社グループの持続的な成長と更なる企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者としたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>し</small> <small>が</small> <small>や</small> <small>は</small> <small>る</small> <small>お</small> 澁谷 治 男 (1964年12月18日生)	1987年 3 月 当社入社 2018年 1 月 株式会社ルック常務取締役事業本部長 2019年 1 月 同社代表取締役社長兼事業本部長 2019年 3 月 当社取締役 2020年 1 月 当社常務取締役 (現任) 2020年 1 月 株式会社ファッションブルフーズ・インターナショナル代表取締役社長 2020年 3 月 洛格 (上海) 商貿有限公司董事 (現任) 2020年 3 月 株式会社アイディールック理事 (現任) 2020年 3 月 Il Bisonte S.p.A.取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アイディールック理事 洛格 (上海) 商貿有限公司董事 Il Bisonte S.p.A.取締役	20,507株
【取締役候補者とした理由】 澁谷治男氏は、営業部門の要職を歴任し、2018年1月より株式会社ルック常務取締役事業本部長、2019年1月より同社代表取締役社長兼事業本部長として豊富な経験と実績を有しております。この豊富な経験と実績を当社グループ経営全般に活かし、持続的な成長と更なる企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">さい とう まさ あき 齊 藤 正 明 (1969年4月3日生)</p>	<p>1992年 3 月 当社入社</p> <p>2017年 3 月 当社取締役執行役員経営企画室長兼販売人 事部長</p> <p>2018年 1 月 株式会社ルック取締役（現任）</p> <p>2018年 1 月 A.P.C.Japan株式会社取締役（現任）</p> <p>2018年 3 月 株式会社アイディールック理事（現任）</p> <p>2019年 3 月 ルック(H.K.)Ltd.董事長（現任）</p> <p>2019年 3 月 洛格（上海）商貿有限公司董事（現任）</p> <p>2019年 7 月 Il Bisonte S.p.A.代表取締役（現任）</p> <p>2020年 1 月 当社取締役上席執行役員経理担当</p> <p>2022年 1 月 当社取締役上席執行役員経理担当兼経理部 長（現任）</p> <p>2022年 1 月 株式会社ルックモード取締役（現任）</p> <p>2022年 1 月 株式会社エル・ロジスティクス取締役（現 任）</p> <p>2022年 1 月 株式会社ファッショナブルフーズ・インタ ーナショナル取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社ルック取締役</p> <p>A.P.C.Japan株式会社取締役</p> <p>株式会社ルックモード取締役</p> <p>株式会社エル・ロジスティクス取締役</p> <p>株式会社ファッショナブルフーズ・インター ナショナル 取締役</p> <p>株式会社アイディールック理事</p> <p>ルック(H.K.)Ltd.董事長</p> <p>洛格（上海）商貿有限公司董事</p> <p>Il Bisonte S.p.A.代表取締役</p>	13,528株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>齊藤正明氏は、営業部門および経営企画部門に従事し、2017年より取締役経営企画室長として、当社グループの経営戦略の策定や当社グループ会社の要職を兼務し、また2020年より財務・経理を担当するなど豊富な経験と実績を有しております。この経験と実績を今後も当社グループの経営全般に活かし、持続的な成長と更なる企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者としたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p>再任 社外 独立</p> <p>井上 和 則 <small>いの うえ かず のり</small> (1958年12月27日生)</p>	<p>1983年 4月 伊藤萬株式会社(現 MNインターファッション株式会社)入社</p> <p>2005年 2月 東京ブラウス株式会社代表取締役</p> <p>2005年 6月 堀田産業株式会社 (現 堀田丸正株式会社) 社外取締役</p> <p>2006年 8月 アルプス・カワムラ株式会社代表取締役</p> <p>2007年 7月 株式会社TKコンサルティング (現 株式会社リーダーズ) 代表取締役 (現任)</p> <p>2011年11月 株式会社伊達屋取締役 (現任)</p> <p>2012年 4月 文化学園文化ファッション大学院大学教授 (現任)</p> <p>2018年 3月 当社取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社リーダーズ代表取締役 株式会社伊達屋取締役 文化学園文化ファッション大学院大学教授</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>井上和則氏は、繊維・アパレルファッションビジネスに長年従事し、幅広い知識・見識を有しており、当社の社外取締役として、これらを当社の経営全般に活かし、また独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を高めるための助言・提言をいただいております。これらの知識・見識を当社の経営全般に活かすとともに、独立した立場から監督や助言・提言をいただけることが期待できることから、引き続き社外取締役候補者としたしました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。また、同氏が再任され就任した場合には、引き続き指名・報酬委員会の委員として取締役の指名・報酬等に係る手続きに關与していただく予定です。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">独立</div> </div> <small>あき ば あや こ</small> 秋葉 絢子 (1988年5月31日生)	2016年 3月 医師免許取得 2016年 4月 社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会 東京都済生会中央病院 2018年 4月 慶應義塾大学病院 整形外科 2019年 4月 川崎市立井田病院 整形外科 2020年 4月 国際医療福祉大学 三田病院 整形外科 2021年 2月 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 整形外科 (現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等】 秋葉絢子氏は、医師としての高い知見とグローバルな国際感覚を有しております。お客様の大半が女性である当社にとって、女性の視点を活かした経営戦略は重要な課題です。当社の事業・産業に対する深い知見を有する取締役とは異なる、新たな視点を活かした助言・提言をいただけることが期待できることから社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者井上和則氏は、社外取締役候補者であり、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に対する届出を行っており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 取締役候補者井上和則氏は、当社と会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結しております。また、同氏が取締役に再任され就任した場合には、当社は同氏との前記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 取締役候補者秋葉絢子氏は、社外取締役候補者であり、同氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
5. 取締役候補者秋葉絢子氏が取締役に選任され就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。
6. 所有する当社株式の数には、役員持株会名義分を含んでおります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中の次回更新時に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の改定の件

本議案は、社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に関する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）における譲渡制限期間の変更についてご承認をお願いするものです。

当社は、2018年3月29日開催の第56回定時株主総会において、第5号議案「取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の交付のための報酬決定及び取締役の報酬額改定の件」をご承認いただいております。その際、譲渡制限期間については、「当社と対象取締役との間で締結した譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）により割当を受けた日より3年間から6年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」としてご承認いただいております。

今般、対象取締役が一定の地位から退く時まで株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、譲渡制限期間を、「本割当契約により割当を受けた日より対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任する日までの期間」に改定したく存じます。また、譲渡制限期間の変更に伴って、譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについても、必要な修正を加えることになります。

併せて、本制度改定前に付与済みの譲渡制限付株式を保有する対象取締役からの同意を得ることを条件に、付与済みの当該株式についても、同様に譲渡制限期間を変更することといたします。

なお、本議案をご承認いただいた場合、譲渡制限付株式の付与のための報酬枠、対象取締役が発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数及び譲渡制限付株式の付与に際しての1株当たりの払込金額の考え方について変更はありません。本議案の対象は、社外取締役を除く取締役（本制度改定前に既に付与済みの譲渡制限株式を保有する者を含みます。）であり、現在の社外取締役を除く取締役は3名、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、社外取締役を除く取締役の員数は引き続き3名となります。また、本制度改定前に付与済みの譲渡制限株式を保有する対象取締役は3名です。

なお、当社は、取締役会において取締役の報酬等の決定方針を定めており、その概要は事業報告30頁に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、また、本議案は従前の譲渡制限付株式数の上限及び金銭報酬債権の総額を変更するものではないことから、相当なものであると判断しております。

本議案が原案どおり承認可決されますと、当社の譲渡制限付株式報酬制度の概要は次のとおりとなります。

- (1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込みについて
対象取締役は、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受ける。
- (2) 金銭報酬債権の総額及び発行又は処分を受ける株式数の上限
対象取締役に支給される金銭報酬債権の総額は、年額6千万円以内、新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年36,000株以内（但し、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する）。
なお、本制度に基づき対象取締役に対して新たに発行又は処分する普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定する。
- (3) 譲渡制限期間
本割当契約により割当を受けた日より対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任する日までの期間。
- (4) 譲渡制限の解除
当社は、対象取締役が、(i) 譲渡制限期間中、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったこと及び (ii) 任期満了、死亡又はその他当社の取締役会が正当と認める理由により、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位を退任したことを条件として、当該対象取締役に付与された譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という）の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、譲渡制限期間満了の時期に応じて、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (5) 退任時の取扱い
当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記（4）の定めにより譲渡制限が解除されない本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。
- (6) 組織再編等における取扱い
上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認

された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) その他取締役会で定める事項

上記のほか、割当契約における意思表示及び通知の方法、割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を割当契約の内容とする。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の促進や感染拡大防止策等の効果による新規感染者数の減少に伴い、10月以降、緊急事態宣言が解除され個人消費に持ち直しの動きが見られたものの、感染症拡大の長期化の影響により個人消費の低迷や経済活動が制限されるなど、総じて厳しい状況で推移しました。

当アパレル・ファッション業界におきましても、緊急事態宣言の再発出などにより、店舗の臨時休業や時短営業、外出自粛の影響などによる来店客数の減少が長期化し、厳しい状況が続きました。

このような状況の中、当社グループは、経営環境の変化に対応すべく、EC事業のさらなる強化や重点ブランドの新規出店を推し進めるなど売上高の増加に努めるとともに、不採算ブランドの廃止や不採算店舗の閉鎖、仕入の抑制や経費の削減など、徹底した効率経営を推し進めてまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は410億6千5百万円（前年同期比10.9%増）、営業利益は27億2千5百万円（前年同期比328.1%増）、経常利益は29億7千3百万円（前年同期比250.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は19億9千1百万円（前年同期比361.1%増）となりました。

セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

(アパレル関連事業)

「日本」につきましては、店舗の時短営業や臨時休業等により厳しい環境が続きましたが、主力ブランドの「イル ビゾンテ」において新規出店策を推し進めるとともに、「A.P.C.」ではコラボレーション商品の販売を行うなど、効果的な販促活動を実施した結果、主力ブランドの売上高は前年同期を上回りました。また、EC事業においては、他社サイトへの新規出店に加え、店舗と自社ECサイトとの在庫連携機能を強化するなど、引き続きお客様の利便性向上に取り組んだことにより前年同期から売上高が増加しました。その結果、売上高は210億7千4百万円（前年同期比4.9%増）、営業利益は11億3千5百万円（前年

同期比148.4%増)となりました。

「韓国」につきましては、11月以降、新型コロナウイルスの新規感染者数が増加しておりますが、ワクチンのブースター接種が進んでいることなどにより、店舗への来店客数が回復傾向に向かう中、株式会社アイディールックにおいては、インポートブランドの店舗での販売やプロモーションを強化した自社ECサイト「I.D.LOOKモール」での販売が好調に推移いたしました。株式会社アイディージョイにおいては、店舗数の拡大を推し進め、売上高が増加いたしました。その結果、売上高は177億5千6百万円（前年同期比18.1%増）、営業利益は18億9千3百万円（前年同期比171.2%増）となりました。

「欧州」につきましては、主力である卸売事業は引き続き堅調に推移いたしましたが、変異株の影響による新規感染者数の増加に伴ってイタリアやフランスの直営店舗の来店客数が回復せず、厳しい状況が続きました。その結果、売上高は39億3千2百万円（前年同期比23.3%増）、営業利益は1億6千8百万円（前年同期比60.8%減）となりました。

「その他海外」（香港・中国・米国）につきましては、ルック（H.K.）Ltd.（香港）において、度重なる外出制限が発出されるなど、厳しい環境が続きました。米国においては、直営店舗の来店客数が徐々に回復傾向にあります。その結果、売上高は4億1千6百万円（前年同期比5.6%増）、営業損失は1億7千7百万円（前年同期は1億2千7百万円の営業損失）となりました。

これらの結果、アパレル関連事業の売上高は431億7千9百万円（前年同期比11.6%増）、営業利益は30億1千9百万円（前年同期比107.4%増）となりました。

（生産及びOEM事業）

「生産及びOEM事業」につきましては、株式会社ルックモードにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響により、株式会社ルックが展開するオリジナルブランドの受注が減少したことに加え、OEM事業の取扱高が減少いたしました。その結果、売上高は22億3千5百万円（前年同期比8.4%減）、営業損失は2千万円（前年同期は6千5百万円の営業損失）となりました。

(物流事業)

「物流事業」につきましては、株式会社エル・ロジスティクスにおいて、主にEC物流の取扱高が増加したことにより、売上高が増加いたしました。その結果、売上高は12億4千8百万円（前年同期比4.3%増）、営業利益は8千1百万円（前年同期比88.2%増）となりました。

(飲食事業)

「飲食事業」につきましては、株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナルが運営する「ジェラテリア マルゲラ」において、緊急事態宣言の発出にともなう店舗の臨時休業や時短営業の実施により、店舗での売上高は減少いたしましたが、宅配サービス等の売上高は伸長いたしました。その結果、売上高は5千6百万円（前年同期比27.7%増）、営業損失は2千5百万円（前年同期は3千万円の営業損失）となりました。

当連結会計年度のセグメント別売上高の状況

セグメントの名称	第 59 期 (2020年)		第 60 期 (2021年)		前年同期比増減	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
日 本	20,086	47.4	21,074	45.1	987	4.9
韓 国	15,030	35.5	17,756	38.0	2,725	18.1
欧 州	3,188	7.5	3,932	8.4	743	23.3
そ の 他 海 外	394	0.9	416	0.9	22	5.6
アパレル関連事業計	38,700	91.3	43,179	92.4	4,478	11.6
生産及びOEM事業	2,440	5.8	2,235	4.8	△205	△8.4
物 流 事 業	1,197	2.8	1,248	2.7	51	4.3
飲 食 事 業	44	0.1	56	0.1	12	27.7
報告セグメント計	42,383	100.0	46,719	100.0	4,336	10.2
調 整 額	△5,368	－	△5,653	－	△285	－
合 計	37,014	－	41,065	－	4,051	10.9

(注)「調整額」は、セグメント間の取引消去および各セグメントに配分していない全社費用であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資額は総額11億1千3百万円であり、その主なものは、店舗の新設・改装によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、当社グループの運転資金および設備投資資金として金融機関より借入金33億5千3百万円を調達しております。

(4) 対処すべき課題

2022年度のわが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じて社会活動を継続していく中で、政府の経済政策の効果や海外経済の改善により回復していくことが期待されるものの、変異株ウイルスの感染再拡大や原材料価格の高騰など、依然として不透明な状況が続くことが予想されます。

新型コロナウイルス感染症は、当アパレル・ファッション業界においても生活様式や消費者の価値観に変化をもたらし、今後、消費者ニーズの多様化がさらに進むことが考えられます。

これらの環境の変化に対応するため、当社グループは、景気の変動に左右されないブランド価値を確立し、さらなる売上の拡大を図ってまいります。併せて、厳しい経営環境においても持続的に利益を創出できる収益性の高いブランド事業に経営資源を効果的に投資してまいります。

2022年12月期の連結業績につきましては、連結売上高510億円、連結営業利益28億円、連結経常利益30億円、親会社株主に帰属する当期純利益20億円を見込んでおります。

上記の連結業績予測は、2022年12月期の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準29号）等を適用するため、当該会計基準等を適用した後の金額となっており、対前期増減率は記載しておりません。なお、2021年12月期の期首より当該会計基準等を適用したと仮定した場合の売上高の増減率は4.2%となります。

また、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益に与える影響は軽微であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

項 目	期 別	第 57 期 (2018年)	第 58 期 (2019年)	第 59 期 (2020年)	第 60 期 (2021年)
売 上 高 (百万円)		44,015	43,909	37,014	41,065
経 常 利 益 (百万円)		1,821	1,784	848	2,973
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		2,166	2,022	431	1,991
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		283.34	263.75	56.19	259.67
総 資 産 (百万円)		33,098	47,214	46,722	50,877
純 資 産 (百万円)		23,235	24,230	24,240	26,324
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)		2,987.59	3,143.19	3,137.67	3,483.27
自 己 資 本 比 率 (%)		69.1	51.1	51.7	51.7

(注) 1. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第58期の期首から適用しており、第57期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2. 第59期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第58期に係る主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定後の指標等となっております。

② 当社の財産および損益の状況

項 目	期 別	第 57 期 (2018年)	第 58 期 (2019年)	第 59 期 (2020年)	第 60 期 (2021年)
売 上 高 及 び 営 業 収 益 (百万円)		1,637	1,942	1,941	2,080
経常利益及び経常損失(△) (百万円)		△109	485	378	685
当 期 純 利 益 (百万円)		997	2,036	476	494
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		130.39	265.54	62.01	64.50
総 資 産 (百万円)		15,422	26,384	25,580	27,033
純 資 産 (百万円)		13,335	15,122	14,778	15,085
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)		1,741.96	1,969.26	1,920.74	1,996.10
自 己 資 本 比 率 (%)		86.5	57.3	57.8	55.8

(注) 当社は、2018年7月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより第57期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ルック	5千万円	100.0%	婦人服等の輸入及び企画・販売
A. P. C. Japan株式会社	1千万円	100.0%	紳士・婦人服等の輸入及び企画・製造・販売
株式会社ルックモード	5千万円	100.0%	婦人服等の生産及びOEM
株式会社エル・ロジスティクス	3千万円	100.0%	製品・商品の物流・保管・検査
株式会社ファッションブルフーズ・インターナショナル	3百万円	100.0%	ジェラート製品等の製造・販売
株式会社アイディールック	9億8千万ウォン	100.0%	婦人服等の企画・製造・販売及び輸出入
株式会社アイディージョイ	20億ウォン	100.0% (100.0%)	婦人服等の企画・販売及び輸出入
ルック(H.K.)Ltd.	632千香港ドル	100.0%	婦人服等の輸出入・販売
洛格(上海)商貿有限公司	23,388千人民元	100.0% (47.1%)	婦人服等の輸入及び販売
Bisonte Italia Holding S.r.l.	50千ユーロ	100.0%	Il Bisonte S.p.A.の純粋持株会社
Il Bisonte S.p.A.	147千ユーロ	100.0% (100.0%)	イル ビゾンテ 商品の企画・生産・販売

(注) 「当社の議決権比率」欄の()内は、間接所有割合であり、内数で記載しております。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント (2021年12月31日現在)

当社グループは、アパレル関連事業（婦人服等の輸入及び企画・製造・販売）を主な事業内容とし、さらに生産及びOEM事業、物流事業、飲食事業を行っております。

アパレル関連事業については、日本、韓国、欧州、その他海外（香港・中国・米国）の地域で事業活動を展開しております。

(8) 企業集団の主要拠点等 (2021年12月31日現在)

区分	会社名	名称	所在地
当社	株式会社ルックホールディングス	本社	東京都 港区
子会社	株式会社ルック	本社	東京都 港区
		支店	大阪府 大阪市
	A. P. C. J a p a n 株式会社	本社	東京都 港区
	株式会社ルックモード	本社	東京都 港区
	株式会社エル・ロジスティクス	本社	千葉県 船橋市
	株式会社ファッションブルフーズ・インターナショナル	本社	東京都 港区
	株式会社アイディールック	本社	韓国 ソウル市
	株式会社アイディージョイ	本社	韓国 ソウル市
	ルック (H. K.) L t d.	本社	香港 九龍
	洛格 (上海) 商貿有限公司	本社	中国 上海市
	Bisonte Italia Holding S.r.l.	本社	イタリア フィレンツェ
I l B i s o n t e S. p. A.	本社	イタリア フィレンツェ	

(9) 企業集団の従業員の状況 (2021年12月31日現在)

区 分	従 業 員 数 (前期末比増減)	
アパレル関連事業	名	
日本	641	(58名減)
韓国	198	(163名減)
欧州	132	(19名増)
その他海外	17	(4名減)
アパレル関連事業計	988	(206名減)
生産及びOEM事業	29	(11名減)
物流事業	87	(11名減)
飲食事業	3	(-)
全社 (共通)	77	(3名減)
合 計	1,184	(231名減)

- (注) 1. 上記常用従業員以外に臨時従業員を、年間平均476名雇用しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している従業員数は、持株会社である当社の従業員数です。(当社からの出向者を除き、受入出向者を含みます。)
3. 従業員数が前期末に比べ231名減少しましたのは、主に「日本」において、ブランド撤退によるものおよび「韓国」において、一部の店頭販売員の雇用形態が販売代行契約へ変更となったことによるものであります。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	6,961 百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,312

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,718,813株 (自己株式11,008株を含む)
 (3) 株主数 5,984名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
八木通商株式会社	1,145	14.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	573	7.44
フリージア・マクロス株式会社	368	4.78
美津濃株式会社	345	4.48
住友生命保険相互会社	154	2.00
野村信託銀行株式会社 (ルックホールディングス従業員持株会専用信託口)	150	1.95
ルックホールディングス従業員持株会	141	1.83
株式会社三越伊勢丹	134	1.74
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	132	1.72
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	131	1.71

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式 (11,008株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	11,200株	3名

(注) 上記株式は当社の譲渡制限付株式報酬として交付されたものです。

(6) その他株式に関する重要な事項

「E-Ship」の導入について

当社は、2021年8月5日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship) の導入を決議いたしました。

① 「E-Ship」導入の目的

当社従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生を増進策として、持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することによ

り従業員の財産形成を支援することを目的としております。

② 「E-Ship」の概要

E-Shipは、米国で普及している従業員持株制度ESOPを参考に、従業員持株会の仕組みを応用した従業員向けインセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員に対する福利厚生制度の拡充を図る目的を有しております。

「E-Ship」は、「ルックホールディングス従業員持株会」（以下「持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、本信託が信託設定後約6年4ヶ月間にわたり、持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社普通株式を、借入金を原資として、取引所市場から取得します。その後、毎月持株会に対して保有する当社株式を一定の計画に従って、継続的に時価で売却します。本信託は、その売却代金を持株会から受け取り、当該売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、金融機関への借入金の返済及び金利の支払を行うというものであります。

③ 「E-Ship」の内容

- イ. 信託の種類 : 指定単独運用金銭信託（他益信託）
- ロ. 信託の目的 : 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付
- ハ. 委託者 : 当社
- ニ. 受託者 : 野村信託銀行株式会社
- ホ. 受益者 : 本持株会会員のうち受益者適格要件を充足する者
- ヘ. 信託契約日 : 2021年8月5日
- ト. 信託の期間 : 2021年8月5日～2028年3月1日
- チ. 議決権行使 : 受託者が、本信託契約に定める議決権行使のガイドラインに基づく信託管理人又は受益者代理人の指図に従い、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権を行使します。
- リ. 取得株式の種類 : 当社普通株式
- ヌ. 株式の取得方法 : 取引所市場より取得

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	多 田 和 洋	株式会社アイディールック理事 ルック(H.K.)Ltd.董事 Bisonte Italia Holding S.r.l.代表取締役 Il Bisonte S.p.A.取締役
常務取締役	澁 谷 治 男	株式会社ルック代表取締役社長兼事業本部長 株式会社ファッションブルフーズ・インターナショナル代表取締役社長 株式会社アイディールック理事 洛格（上海）商貿有限公司董事 Il Bisonte S.p.A.取締役
取 締 役	斉 藤 正 明	上席執行役員経理担当 株式会社ルック取締役 A.P.C.Japan株式会社取締役 株式会社アイディールック理事 ルック(H.K.)Ltd.董事長 洛格（上海）商貿有限公司董事 Il Bisonte S.p.A.代表取締役
取 締 役	福 地 和 彦	
取 締 役	井 上 和 則	株式会社リーダーズ代表取締役 株式会社伊達屋取締役 文化学園文化ファッション大学院大学教授
常 勤 監 査 役	高 山 英 二	株式会社ルック監査役 A.P.C.Japan株式会社監査役 株式会社ルックモード監査役 株式会社エル・ロジスティクス監査役 株式会社ファッションブルフーズ・インターナショナル監査役 株式会社アイディールック監事 株式会社アイディージョイ監事 洛格（上海）商貿有限公司監事
*常 勤 監 査 役	宇野澤 博文	株式会社ルック監査役 A.P.C.Japan株式会社監査役 株式会社ルックモード監査役 株式会社エル・ロジスティクス監査役 株式会社ファッションブルフーズ・インターナショナル監査役
監 査 役	山 崎 暢 久	株式会社旅工房監査役
監 査 役	服 部 滋 多	服部総合法律事務所

(注) 1. *印の監査役は2021年3月30日開催の第59回定時株主総会において新たに選任され同日就任いたしました。

2. 常務取締役澁谷治男氏の重要な兼職の状況ですが、2022年1月1日付で株式会社ルック代表取締役社長兼事業本部長、株式会社ファッションブルフーズ・インターナショナル代表取締役社長を退任いたしました。
3. 取締役斉藤正明氏の担当ですが、2022年1月1日付で上席執行役員経理担当兼経理部長に変更となっております。また、取締役斉藤正明氏の重要な兼職の状況ですが、2022年1月1日付で株式会社ルックモード取締役、株式会社エル・ロジスティクス取締役、株式会社ファッションブルフーズ・インターナショナル取締役に就任いたしました。
4. 監査役高山英二氏の重要な兼職の状況ですが、2021年3月18日付で株式会社ファッションブルフーズ・インターナショナル監査役、2021年3月19日付で株式会社ルックモード監査役、同日付で株式会社エル・ロジスティクス監査役に就任いたしました。
5. 当事業年度中に退任した監査役は次のとおりであります。

常勤監査役	佐藤正男	2021年3月30日 辞任
-------	------	---------------

6. 取締役 福地和彦および同 井上和則の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
7. 監査役 山崎暢久および同 服部滋多の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
8. 取締役 福地和彦および同 井上和則、監査役 山崎暢久および同 服部滋多の4氏については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役 福地和彦および同 井上和則、監査役 高山英二、同 宇野澤博文、同 山崎暢久および同 服部滋多の6氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社のすべての取締役、監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。被保険者が当社および当社子会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金および争訟費用は、当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為等に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を定めることにより、役員の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

(4) 取締役の報酬等

取締役の報酬は、基本報酬と株式報酬（譲渡制限付株式報酬）および業績連動報酬である賞与により構成されており、その報酬は独立社外取締役が過半を占める指名・報酬委員会の答申を受け、株主総会で承認された限度額および付与株式数の上限の範囲内で取締役会において決定いたします。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が取締役会において決定した下記決定方針と整合していることを確認しており、また、報酬委員会の審議を経ていることから、下記決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等（賞与報酬）、および非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととします。

基本報酬につきましては、優秀な人材を確保、維持できる水準で、各取締役の役位、職責等を勘案し株主総会の決議を経た報酬限度額範囲内で個人別の報酬等の額を決定いたします。報酬は月例の定額金銭報酬とします。業績連動報酬等（賞与報酬）は金銭報酬とし、企業業績等を反映させることを理由に、主として各役員の役職および親会社株主に帰属する純利益に基づき決定いたします。なお、支給額は概ね当社グループの各年度の親会社株主に帰属する当期純利益の1%を目途としますが、当社の中長期的な持続可能性の観点踏まえた上で、経営資源の適正な配分の観点に基づき、報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定します。非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、各取締役の役位、職責等を勘案し株主総会の決議を経た報酬限度額の範囲内で個人別の株式数（報酬額）を決定し、当社の普通株式について、発行又は処分を受けるものとします。

なお、基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等（賞与報酬）、非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の個人別の報酬額は、報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定いたします。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	104	77	14	12	3名
監査役 (社外監査役を除く)	31	31	—	—	3名
社外取締役	19	19	—	—	2名
社外監査役	16	16	—	—	2名

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含めておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年3月29日開催の第56回定時株主総会において、年額2億4千万円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）と決議いただいております。また、この報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を交付するために支給する報酬（金銭債権）の総額については、2018年3月29日開催の第56回定時株主総会において、年額6千万円以内と決議いただいております。第56回定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）です。
3. 監査役の報酬等の総額には、2021年3月30日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含んでおります。またその在任中に支給した報酬等の額は3百万円であります。
4. 取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬の総額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。
5. 監査役の報酬限度額は、1991年3月30日開催の第29回定時株主総会において、月額6百万円以内と決議いただいております。第29回定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先
取締役	福地和彦	
取締役	井上和則	株式会社リーダーズ代表取締役 株式会社伊達屋取締役 文化学園文化ファッション大学院大学教授
監査役	山崎暢久	株式会社旅工房監査役
監査役	服部滋多	服部総合法律事務所

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏名	活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	福地和彦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、主に総合商社勤務における経験から、必要な発言を適宜行っております。また、取締役の指名・報酬等に係る手続きの透明性・客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。
取締役	井上和則	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、主に衣料小売業経営者における経験から、必要な発言を適宜行っております。また、取締役の指名・報酬等に係る手続きの透明性・客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。
監査役	山崎暢久	当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会14回のうち13回に出席し、主に製薬会社の管理部門にて職務に従事していた経験から、必要な発言を適宜行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	服部滋多	当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会14回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る報酬等の額	41百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 連結子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、株式会社アイディールック、ルック(H.K.)Ltd.、洛格（上海）商貿有限公司、Bisonte Italia Holding S.r.l.およびIl Bisonte S.p.A.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人に重大な法令違反、監査品質の著しい低下等、適正な監査の遂行が困難と認められる場合、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当して解任が相当と認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

(注) 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	25,413	流 動 負 債	11,489
現金及び預金	9,588	支払手形及び買掛金	2,721
受取手形及び売掛金	5,303	短期借入金	3,375
商品及び製品	8,834	1年内返済予定の長期借入金	1,435
仕掛品	715	未払費用	1,983
原材料及び貯蔵品	400	未払法人税等	496
その他	617	未払消費税等	463
貸倒引当金	△46	返品調整引当金	30
		賞与引当金	159
固 定 資 産	25,463	ポイント引当金	64
有形固定資産	3,896	事業構造改善引当金	28
建物及び構築物	2,317	資産除去債務	67
機械装置及び運搬具	18	その他	661
工具、器具及び備品	950	固 定 負 債	13,063
土地	532	長期借入金	8,628
その他	77	繰延税金負債	3,322
無形固定資産	14,398	退職給付に係る負債	224
マーケティング関連資産	10,516	資産除去債務	252
のれん	3,190	その他	636
その他	691	負 債 合 計	24,553
投資その他の資産	7,168	純 資 産 の 部	
投資有価証券	2,244	株 主 資 本	25,282
繰延税金資産	1,564	資 本 金	6,389
敷金	2,254	資 本 剰 余 金	1,658
その他	1,293	利 益 剰 余 金	17,452
貸倒引当金	△188	自 己 株 式	△218
資 産 合 計	50,877	その他の包括利益累計額	1,041
		その他有価証券評価差額金	607
		繰延ヘッジ損益	1
		為替換算調整勘定	432
		純 資 産 合 計	26,324
		負債及び純資産合計	50,877

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		41,065
売上原価		19,312
売上総利益		21,753
販売費及び一般管理費		19,027
営業利益		2,725
営業外収益		
受取利息及び配当金	68	
為替差益	127	
その他	233	429
営業外費用		
支払利息	93	
固定資産除却損	25	
その他	63	181
経常利益		2,973
特別利益		
助成金収入	353	
その他	10	363
特別損失		
臨時休業等による損失	331	
減損損失	122	
その他	106	560
税金等調整前当期純利益		2,777
法人税、住民税及び事業税	715	
法人税等調整額	64	780
当期純利益		1,996
非支配株主に帰属する当期純利益		5
親会社株主に帰属する当期純利益		1,991

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年1月1日期首残高	6,380	1,661	15,691	△13	23,721
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	8	8			17
剰 余 金 の 配 当			△230		△230
親会社株主に帰属する当期純利益			1,991		1,991
自 己 株 式 の 取 得				△205	△205
非支配株主との取引による持分変動		△11			△11
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	8	△3	1,760	△205	1,561
2021年12月31日期末残高	6,389	1,658	17,452	△218	25,282

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰上損	延シ益	為替換算調整勘定		
2021年1月1日期首残高	426	0	△7	419	99	24,240
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						17
剰余金の配当						△230
親会社株主に帰属する当期純利益						1,991
自己株式の取得						△205
非支配株主との取引による持分変動						△11
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	181	0	439	621	△99	522
連結会計年度中の変動額合計	181	0	439	621	△99	2,083
2021年12月31日期末残高	607	1	432	1,041	-	26,324

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,768	流 動 負 債	3,781
現金及び預金	2,835	短期借入金	2,530
短期貸付金	565	1年内返済予定の長期借入金	800
その他	366	リース債	63
固 定 資 産	23,264	未払費用	85
有形固定資産	378	未払法人税等	118
建物	289	未払消費税	129
工具器具備品	36	預り引当金	15
リース資産	52	賞与引当金	18
無形固定資産	265	その他引当金	14
投資その他の資産	22,621	その他引当金	5
投資有価証券	1,857	固 定 負 債	8,166
関係会社株式	16,439	長期借入金	7,706
長期貸付金	2,972	繰延税金負債	66
敷金	640	退職給付引当金	20
長期差入保証金	9	リース債	217
その他	931	関係会社事業損失引当金	68
貸倒引当金	△229	資産除去債務	87
資 産 合 計	27,033	負 債 合 計	11,948
		純 資 産 の 部	
		株主資本	14,744
		資本剰余金	6,389
		資本準備金	1,680
		その他資本剰余金	0
		利益剰余金	6,893
		利益準備金	8
		その他利益剰余金	6,884
		繰越利益剰余金	6,884
		自己株式	△218
		評価・換算差額等	340
		その他有価証券評価差額金	340
		純 資 産 合 計	15,085
		負債及び純資産合計	27,033

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	2,080
営業費用	1,427
営業利益	652
営業外収益	
受取利息及び配当金	83
受取賃貸料	377
為替差益	41
その他	10
営業外費用	
支払利息	68
賃貸収入原価	377
その他	33
経常利益	685
特別利益	
助成金収入	35
特別損失	
減損損失	25
臨時休業等による損失	58
関係会社事業損失引当金繰入額	40
その他	25
税引前当期純利益	570
法人税、住民税及び事業税	△41
法人税等調整額	117
当期純利益	494

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合計
		資 準 備 金	本 金	その 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	益 剰 余 金		
2021年1月1日期首残高	6,380	1,671	0	1,671	8	6,620	6,629	△13	14,668
事業年度中の変動額									
新株の発行	8	8		8					17
剰余金の配当						△230	△230		△230
当期純利益						494	494		494
自己株式の取得								△205	△205
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	8	8	－	8	－	263	263	△205	75
2021年12月31日期末残高	6,389	1,680	0	1,680	8	6,884	6,893	△218	14,744

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年1月1日期首残高	109	109	14,778
事業年度中の変動額			
新株の発行			17
剰余金の配当			△230
当期純利益			494
自己株式の取得			△205
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	231	231	231
事業年度中の変動額合計	231	231	307
2021年12月31日期末残高	340	340	15,085

独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

株式会社ルックホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新井達哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋康之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ルックホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ルックホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

株式会社ルックホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新井達哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋康之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ルックホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月17日

株式会社ルックホールディングス 監査役会

常勤監査役 高山 英 二 ㊟

常勤監査役 宇野澤 博文 ㊟

社外監査役 山崎 暢 久 ㊟

社外監査役 服部 滋 多 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
ホテル雅叙園東京 2階 華うたげの間



交通のご案内

J R山手線目黒駅西口および
東急目黒線・地下鉄南北線・都営三田線目黒駅より徒歩5分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。